

平成 27 年度第 2 回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成 27 年 10 月 21 日（水）午後 3 時 00 分～5 時 00 分

○会 場：白山会館 2 階 胡蝶の間

○出席者

・ 委 員：松永委員、柳委員、熊倉会長代理、柏委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、
宇治委員、多賀委員、本間委員、島崎会長、熊谷委員、上路委員、関委員、
高岡委員 計 15 名

・ オブザーバー：山賀新潟市障がい者地域自立支援協議会会長

・ 関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課、学校支援課

・ 事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員 5 名

○傍聴者：4 名（うち報道 1 名）

1. 開 会

（司 会）

お集まりの皆様、大変お待たせいたしました。お一人、若干遅れるという連絡が入っておりますので、これより始めたいと思います。

これより、平成 27 年度第 2 回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私、本日の進行を務めます障がい福祉課課長補佐の大倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、議事録を作成いたします。テープ録音をご了承くださいますようお願いいたします。また、委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をして発言をお願いいたします。また、本日は報道機関が取材にまいっておりますので、撮影については議事に入るまでの間として、ご了承いただきたいと思います。

会議に入ります前に本日の会議の配付資料のご確認をお願いいたします。事前にお送りしたものとしまして、本日の次第、資料 1－1、資料 1－2、資料 2、あわせて資料 2 には別紙がついております。資料 3、資料 4、資料 5、こちらも別紙がついております。そして、参考資料 1、以上が事前にお送りしております。そして、本日、机の上にお配りしたものといたしまして、資料 4－2、資料 5－2、資料 5－3、資料 5－4、資料 6、参考資料 2、そして出席者名簿、座席表、新潟市障がい者施策審議会に対する意見についてという提出用紙となります。ござい

ますか。さらに、カラー刷りの就労シンポジウムのチラシもあわせてお配りさせていただいております。資料はお揃いでしょうか。

2. 部長挨拶

(司 会)

それでは、開会にあたりまして、佐藤福祉部長よりごあいさつを申し上げます。

(福祉部長)

皆さんこんにちは。新潟市福祉部長の佐藤でございます。

皆様方、この審議会を含め、さまざまな場面で新潟市の障がい福祉行政にご協力、ご支援いただき、誠にありがとうございます。また、本日は、会議に出席いただき、本当にありがとうございます。

本日の施策審議会でございますが、お手元の次第でございますように、今年度の事業につきまして、報告、あるいは議事という形で進めさせていただきますけれども、中でも一番目の障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例につきましては、先月9月の定例会に条例案を提案し、一部修正はございましたけれども、10月1日付で公布となりまして、来年の4月1日から施行するという段取りになっております。もともとこの条例を作ろうということになりましたのは、施策審議会の作業部会から制定を求める提言書が出されたということがきっかけの一つと伺っております。2年間というけっこう長い検討期間を費やしまして、さまざまなご意見をいただきながら、条例という形でスタートすることができました。皆様のご協力、本当に感謝しております。

施行まで半年あるということで、作っただけで終わりの条例ではございません。これから、一般市民の方にもこういう条例ができた。障がいのある方に対する合理的配慮といったものを求めていく条例だという内容も含めまして、周知を図っていきたいと考えておりますので、またその中でも皆様のご協力をいただきたいと思いますと思っております。

また、来月11月4日ですけれども、障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会というものが開かれます。これは、国の差別解消法、これも来年の4月1日から施行という形になるのですが、この第17条に規定されております、地域協議会を施行前に国のほうでモデル事業という形で、全国幾つかやろうということで、新潟市で開催するというものでございます。これはある程度、構成メンバーなどを説明させていただきますけれども、来年の4月以降は、これが条例に規定されている推進会議といったものにそのまま移行するのではないかと考えております。条例はじめ、今年もさまざまな取組みを行ってまいります。安心して暮らせるまち新潟ができることを目指して取り組んでまいりますので、引き続き、ご支援いただきたいと思います。本日は、会議をまたよろしく願いいたします。

(司 会)

続きまして、本日、初めてご出席いただく委員をご紹介します。3名いらっしゃいます。荻荘委員の後任として就任されました、新潟市医師会理事の熊谷委員と、平澤委員の後任で新潟市歯科医師会理事の上路委員。そして、遁所委員の後任として、基幹相談支援センター中央の児童コーディネーター本間委員をご紹介します。恐れ入りますが、熊谷委員から一言ごあいさつをお願いいたします。

(熊谷委員)

熊谷敬一です。第1回を欠席して申し訳ありませんでした。私は、新潟市医師会の理事と言うことで出席させていただきますが、専門が精神科ということですので、私の診療科目にも非常にかかわる問題だと思いますから、よろしくをお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。続きまして、上路委員をお願いいたします。

(上路委員)

同じく前回、欠席いたしました、新潟市歯科医師会の上路と申します。よろしく申し上げます。所管が新潟市口腔保健福祉センターを管轄しておりますので、障がいのある今回の会議に関しては、担うべき立場かと思っています。よろしく申し上げます。

(司 会)

ありがとうございました。それでは、本間委員をお願いいたします。

(本間委員)

障がい者基幹相談支援センター中央で相談員をしています、本間碧といいます。私の勤務地は、新潟市の総合福祉会館1階の総合相談コーナーで、所属は新潟市社会福祉協議会の所属です。皆様、よろしく申し上げます。

(司 会)

ありがとうございました。委員15名全員が出席されており、過半数を超えておりますので、この審議会は成立しているということをご報告させていただきます。また、今回もオブザーバーとして、新潟市障がい者地域自立支援協議会の山賀会長にご参加いただいております。なお、施策審議会条例第5条第4項の規定において、審議会は必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め意見を聞くことができると定められていることを申し添えます。

3. 報告事項

(司 会)

それでは、これより報告事項に移らせていただきます。これからにつきましては、島崎会長に進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(島崎会長)

こんにちは。皆様、どうぞご協力よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次第にしたがいまして、議事を進めさせていただきたいと思ひます。本日は、午後3時から5時まで2時間の会議時間となっております。時間配分につきましては、報告事項について質疑応答と合わせておおむね25分程度を予定しております。続いて、4の議事につきましては、(1)を事務局から一括でご説明いただき、質疑応答と合わせておおむね20分程度、残りの時間で第1回の審議会からの継続審議となっております(2)について、少し時間を取ってご意見をいただくこととしたいと思ひます。重ね重ねでございますが、終了時間が17時となっておりますので、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

(1) 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例について

(島崎会長)

それでは、報告事項から入らせていただきます。初めに報告事項(1)新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例についてです。事前に資料をお読みいただいたと思ひますが、事務局から簡単に説明をお願ひいたします。

(事務局)

資料1-1、それから本文が参考資料1となっておりますので、あわせてご覧いただきたいと思ひます。

前回の審議会では、5月から6月にかけて実施したパブリックコメントについてご報告させていただきました。その後の経緯と条例の概要について説明させていただきます。パブリックコメントの後、7月から8月にかけて法制課の条文にするための専門的な審査を受けまして、先ほど、部長のあいさつでもありました、9月議会の審査で議決いただきまして、10月1日に公布されました。来年の4月に条例が施行となりますが、これから積極的な広報を図っていきたいと考えております。施行までのスケジュールにつきましては、後ほど、議事の部分で説明させていただきますので、私からは条例の概要について説明させていただきます。

資料1-1の1の目的です。障がいのある人もない人も安心して暮らせる共生社会の実現を目的とした条例となっております。2の基本理念ですが、これは目的の達成のために障がいや障がいのある人に対する市民の理解、話し合いを基本理念としているということを強調し、条文にしております。次に3市の責務、4市民・事業者の役割では、それぞれの立場での役割、責務を規定しております。

次に、5条例で禁止している事項ですが、市と事業者に対して、不利益な取扱い、それから合理的配慮の不提供の二つを差別として禁止しています。不利益な取扱いというのは、3ページに具体例が示してありますが、正当な理由がないのに障がいがあるということを理由にサー

ビスなどの提供を拒否したり、制限したり、または障がない人には付けないような条件を付けることを不利益な取扱いとしております。合理的配慮とは、これも例示を見ながらになりますが、障がいがある人から、何らかの配慮を求める意思表示があった場合、または意思の表明がなくとも、配慮が必要なことを認識しうる場合に過重な負担となる場合を除き、求めに応じた何らかの調整や工夫を行うこととしております。この工夫を行わないことを合理的配慮の不提供としております。なお、民間事業者の合理的配慮の不提供につきましては、差別解消法では努力義務で禁止しています。一方、条例では法的義務で禁止していますが、こちらにつきましては、過度な負担にならない場合という条件があるにもかかわらず、努力義務とした場合、障がいのある人の生きづらさの原因となっている誤解や偏見などをなくすための話し合いのテーブルに民間事業者の方々が着かないことが想定されることから、法的義務としております。ただし、法的義務といたしましても、民間事業者に対して条例に従うよう強制するというよりは、話し合いにより相互理解を深めることで解決することを優先したいと考えております。

次に、6 差別の未然防止策です。障がいや障がいのある人に対する理解を深める周知啓発・研修の実施と差別解消に向けた協議提案を行うための条例推進会議の設置を行うこととしております。また、7 事後対応ですが、残念ながら差別が行われたという場合のために、障がい福祉課と四つの基幹相談支援センターを想定しておりますが、そこに相談機関を設置いたします。相談機関は、相談を受けた場合には、必要に応じて差別をされた側、したとされる側の間に入り、中立的な立場で調整を図ります。相談機関が十分な話し合いを行ったにもかかわらず、調整が図れなかった場合には、助言・あっせんの申立を行うことができることとし、中立的な立場の調整委員会で助言・あっせんを行うかどうかを審査します。さらに助言・あっせんに従わなかった場合には、勧告、公表を規定することとしております。この条例は、話し合いによりお互いの立場を理解することを基本理念としておりますが、話し合いでは解決できないようなケースも想定されます。助言・あっせん、勧告、公表を条例に盛り込むことで、実効性を確保したいと考えております。また、合理的配慮を法的義務とされる事業者側への支援策とし、相談機関は何が差別に当たるかなど、差別に関するあらゆる相談に応じることといたします。差別を行ったとされる事業者も申立をすることも可能としております。そして、勧告、公表については、差別を行ったと認められる場合で、非常に悪質な場合に限り行うよう運用したいと考えております。公表につきましては、公表される方の社会的評価や信用を損なう恐れがあるため、手続きを慎重に行う必要があることから、公表までに相互理解のための話し合いの機会を3回設け、十分な改善の機会を設けたいと考えております。なお、先行して条例を制定した自治体におきましても、多くは勧告、公表の既定を設けておりますが、実際に勧告、公表まで至ったケースはなく、検討会の中でも実効性を確保するために規定すべきという意見が多

く出されました。

次に、8 自立・社会参加のための支援では、各分野において市が行う支援を具体的に条例化しております。その中の幾つかをこの概要では載せておりますが、市立の学校及び保育園において、個別の支援計画の策定。国では、努力義務となっておりますが、この条例では義務化しております。

次に、9 その他条例の特徴・解釈のところですが、(1) として、親しみやすい条例にすべきということから、今回、特例的に「です・ます」調の条例としています。それから(4)ですが、先ほども説明しましたが、合理的配慮の発生要件について、差別解消法では、意思の表明があった場合としておりますが、条例では、回りの人がその必要性に気づいた場合も、合理的配慮を提供すべきという考えから、障がいのある人が何らかの配慮を必要としていることを認識しうる場合と規定し、明らかに合理的配慮が必要な場合には提供することを義務づけております。法律では努力義務としたものを条例では義務化しているということと、またその範囲を広げていくということが、新潟市の大きな特徴です。そして、(6) 隣人や家族など一般私人の関係における差別はこの条例では対象としておりません。これは一般私人の行為や個人の思想、言論については、条例により規定することは不相当と考えているということからでございます。なお、一般私人の間で差別があった場合には、相談機関では相談は受けます。必要に応じて、他の適切な機関に紹介するということとなります。(8) バリアフリー化のような不特定多数が利用する施設の環境整備については、合理的配慮とは別な位置づけとなります。これは、新潟市でいえば、新潟県の福祉のまちづくり条例によってバリアフリー化など整備を進めていくこととなります。(9) 罰金、過料などの罰則は、今回は設けておりません。罰則により差別を止めても互いの立場の理解は深まらないということから、罰則でしぼるということではなく、話し合いにより解決していこうという趣旨でございます。

次に、資料1-2をご覧ください。両面になっております。これは9月議会で提出された主な意見をご紹介させていただきます。表の見方といたしましては、左側が前回の審議会でご説明しました、最終とりまとめにあった条例案です。真ん中が法制課審査後の議会へ提案した条例案です。そして、右側が最終的に議決した条例案になります。第2条の合理的配慮の定義において、発生要件についてですが、一番左側の網掛け部分です。最終とりまとめの条例案では、障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合と規定し、先ほども資料1-1で説明しましたが、障がいのある人の意思の表明がなくても、周囲の人が合理的配慮の必要性に気づいた場合には提供されると規定していました。しかし、議会に上程した条例案では、必要としているという部分を最終とりまとめの解説にあった表現を使い、より詳しくということで、ア、イ、ウの部分をつけ加えました。これは、第17回の検討会で、委員から「必要としている

という表現が分かりにくい。解説にある表現を使って、より明確にしたほうがいいのか」という意見を受けて見直したのですが、「明白な場合」と表現すると、「何を欲しがっているのか全く分からなくなった」、「明白ではなかった」などといういいわけがされて、合理的配慮が提供されないことが想定されることから、一番右側の修正案では、「ウ障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、そのことを認識しうるとき」という規定に修正がされました。これは議員提案によるものですが、元検討委員会の有志からの要望を受けての改正になります。この最終案によりまして、意思の表明がなくても、通常認識できる状況であれば、合理的配慮の義務が生じるということになります。

次に、裏面の2ページをご覧ください。これは教育の部分です。最終とりまとめ案では、左側、教育に携わる教職員の専門性の向上を図るという部分が第2項に入っております。2項の前段では、教職員すべてが理解を深めるために市が取り組みをし、後段のほうでは、教育に携わる教職員の専門性の向上を図るという二つのものになっておりましたが、このように規定した場合に、専門性の向上が何についての専門性が分からないと。場合によっては、音楽の先生であれば、音楽の専門性を向上させるとも取れるという法制課の審査の中で、真ん中の列の網掛けになりますが、障がいのある人のという文を追加し、議会へ提案しました。しかし、このように規定した場合に、「特別支援学級や特別支援学校で教える教職員に限定された意味合いが強くなるのではないか」と。普通学級の障がいのある児童生徒や障がいと認定されていない児童生徒への支援が不十分になることが考えられるということから、これも元検討委員会の有志からの要望を受け、「教育に携わる教職員の障がいに関する専門性の向上を図る」というような形に議員提案で修正がされたところであります。このような議会での審査を経て議決され、10月1日に施行されたということです。以上で説明を終わります。

(島崎会長)

ありがとうございました。事務局から10月1日に公布された条例についてご報告をいただきました。審議会では、学校支援課の方からもご出席いただいておりますが、このたびの条例の制定により、今後、教育分野でどのような取り組みが行われるかということについても、あわせてご説明をいただけますか。お願いいたします。

(学校支援課：齋藤)

新潟市教育委員会学校支援課で特別支援教育を担当している齋藤と申します。よろしくお願いをいたします。学校教育について、この条例と大きくかわる点が2点ございます。1点目は、ただいま説明がありました、資料1-1の5条例で禁止している事項の二つ目、合理的配慮の不提供。つまり合理的配慮を行わないということです。二つ目は、8の(1)教育の部分の個別の教育支援計画の策定の義務という点です。この2点につきまして説明をいたします。

まず、合理的配慮についてですが、今までも行われておりましたが、一人ひとりの子供たちの教育的なニーズに対応する支援と考えております。個別の教育支援計画については、合理的配慮を行うために本人、保護者と学校が合意形成をするためのプログラム。つまりこういった合理的配慮を行いますよといったものを作成いたしまして、本人、保護者に提示をするための計画です。学校支援課では、これを受けまして、事業づくりの方針に、今まで以上に一人ひとりのニーズに応じた支援や工夫を行い、どの子供にとっても学びやすい環境づくりを推進してまいります。そのために今年度は、校長研修、教頭研修、コーディネーター研修等を個別に行い、合理的配慮や個別の教育支援計画についての理解を推進いたしました。またこの研修を通じまして、市条例の内容、目的の周知徹底を図っております。今後は、この研修を受けて、各校で来年度に向けて校内体制の整備、組織づくりを進めてまいります。従来の研修と大きく異なる点は、校長、教頭等管理職、あるいはコーディネーター等学校の中核となる教員が中心となって準備を進めていくことです。また、講師には、この条例にかかわりの深い新潟大学の長澤正樹先生をお招きしております。また、並行して合理的配慮セミナーを行い、合理的配慮の考え方、進め方の手順、事例検討などを今年度3回実施いたします。今日現在、2回が終了しております。学校支援課は、これまでの取組みを踏まえ、より一層、学校における教育の改善、充実を図ってまいりたいと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございました。教育の分野もあわせてご報告いただきました。このことにつきまして、委員の皆様、何かお聞きになりたいこと、ご意見がありましたら、どうぞお出しただければと思います。また、熊倉副会長、松永委員におかれましては、検討委員会に2年間ずっとかかわっていらっやっやっ、条例制定にご尽力いただいたと思いますが、何かご意見、補足説明等ございましたら、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(熊倉委員)

検討会で形作ってきたものを条例案にされた。その過程で、私はよかったなと思う点が一つだけありまして、1-2の第2条の4、修正案がついてはいますが、基本的に第2条の4になってから、そのまた修正という形ですが、ここで非常に分かりがいいというのは、障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重しというところがどういうことなのかについては、元々の原案よりも、もっと分かりやすい形になっている。基本的には障がいのある人が求める場合、意思の表明を行うことが困難であっても支援者がいる場合。そして、ウとして明白というのが別の表現になったということなのですから、筋道としては、このようになっているということは、まず障がいのある本人から始まっているのだよということで、平たくいえば、障がいのある人に対するリスペクトというのが非常に適切に表現された形になったと思って、こ

の辺はむしろ大変よくなった部分かと考えています。これは私の感想でしかありませんけれども、よろしくをお願いします。

(島崎会長)

ありがとうございました。松永委員、何かございますか。

(松永委員)

特にありません。

(島崎会長)

ほかの委員の皆様、何かございましたら。またお気づきのところは、机上に配付させていただきました意見シートでお寄せいただければと存じます。

(2) 平成 27 年度の主な事業の進捗状況について

(島崎会長)

それでは、報告事項(1)を終了させていただきまして、報告事項(2)に移りたいと思います。平成 27 年度の主な事業の進捗状況について、資料を基に事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料 2 をご覧ください。前回の審議会でご報告しました、平成 27 年度の主な事業について、現状を少しお話しさせていただきたいと思います。障がい福祉課分として、まず一つ目の基幹相談支援センターですが、4月1日より市内4か所にセンターを設置し、障がいのある人に対する相談支援体制を強化いたしました。今後の取組みにつきましては、来年4月に施行される、今ほどの条例の相談機関として、相談員の対応力の養成を目的とした研修を行っていきます。

次に二つ目の地域活動支援センターⅠ型ですが、5月1日に東区総合庁舎に「ゆとりあ」を開設いたしました。市内2か所目のⅠ型となります。

次に、地域生活支援センターⅢ型ですが、今年度より運営費の補助制度を利用実績に応じた単価制に改正したところですが、制度改正後の課題、検討事項に関する意見交換を各施設から集まっていたいただきまして、7月に開催いたしました。意見交換では、補助金交付にかかる事務手続きの確認、利用者の通所簿の整備などについての意見がありました。

次に4、日常生活用具の給付ですが、今年度より給付品目に人工鼻を追加したところですが、現在、この人工鼻の給付実績は10人となっております。

次のページにいきまして、強度行動障がい者支援職員育成事業です。これは7月より支援員を育成する実地研修を太陽福祉会にお願いしてやっておりますが、9月現在で12クールのうち4クールが終了しまして、9人の方が修了されております。

次に6、児童発達支援センター運営事業ですが、7月に本市の中核的な療育機関として、発達相談、通所支援、地域支援を一体的に行う児童発達支援センター「こころん」を開設いたしました。こころんの開設の効果といたしましては、通所している園児の様子をモニタリングしながら、適切なサービス利用計画が作成できるなどの効果が上がっております。

次に7、農業を活用した障がい者雇用促進事業ですが、4月から総合福祉会館に障がい者あぐりサポートセンターを開設いたしました。センターでは、農家と障がい者を結びつけるコーディネートを行っております。これにつきましては、別紙がついておりますが、今年度20か所の農家で実績が上がっております。

(こころの健康センター：福島)

こころの健康センター所長兼こころの健康推進担当課長の福島でございます。

続きまして、こころの健康センター分についてご説明申し上げます。8の精神科救急医療システム事業費です。救急体制等は、昨年度と変わりありませんが、二つ目の昨年、開設しました精神科救急情報センター実績は8月現在で対応件数が54件、うち新潟市民が19件となっております。市民の方の不安に対応いたします、精神医療相談窓口、救急の窓口でございますが、これも8月現在で対応件数は580件、うち新潟市民が192件となっております。精神科救急医療に関します普及啓発としましては、精神保健福祉情報ガイド、ホームページ、チラシ等で周知を行ってまいりました。

続きまして、9、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業です。一つ目、精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会の開催。昨年度は会議を開催しましたが、今年度は事業が中心になっています。まず、社会資源見学ツアーを7月30日と31日に行いまして、市内4コースで参加者が88名となっております。精神障がい者地域移行・地域定着支援研修会を11月20日に開催を予定しております。続きまして、精神科病院との協議でございますが、現在、協議内容について検討中で、これは年度内に地域移行に関する協議を各医療機関と行ってまいります。アパート暮らし体験事業ですが、8月現在の利用実績は、宿泊は1名の方が3泊、日帰りの利用者が1名、見学者が37名となっております。

続きまして、10の自殺総合対策事業費でございますが、くらしとこころの総合相談会を中央区で5回実施しております。今後、6回実施する予定でございます。また、中央区以外の北区、江南区、西蒲区でも、今年の11月から12月にかけて、実施する予定としております。こころといのちの寄り添い支援事業では、自殺未遂者の再企図防止として、22人の方を今年度、支援しております。自殺防止街頭キャンペーンを9月4日に新潟駅前で開催いたしました。若年層の自殺予防に関する研修会を11月と来年の2月に実施する予定でございます。こころの健康センター分に関しては、以上でございます。

(島崎会長)

ありがとうございました。平成 27 年度の主な事業、障がい者施策ということで進捗状況について報告がありました。これは、3 月まで今年度中、継続され、また状況を見つつ、次年度に向けての拡充ですとか、いろいろな形でのごとも含めて、予算化されて、次年度もということになっていくのだと思いますけれども、何かお聞きになりたいこと、ご意見等ございませんでしょうか。

(高岡委員)

農業を活用した障がい者雇用促進事業についてお伺いしたいのですが、商売柄どうしても気になるのは、あくまでも雇用でございますので、一つには労働条件通知書がきちんと交付されているのかどうか。そして、どこでどなたがどのようにフォローしていらっしゃるのか。それから、次は障がい者の雇用ですから、最低賃金に対して除外申請規定というのがあると思うのですが、これが適切にきちんとなされて、そしてまたそれはどのようにフォローしていらっしゃるのか。それからもう一つ、往々にして賃金トラブルが生じやすいのですけれども、そういうトラブルの有無はいかがだったか、この 3 点についてお伺いしたのです。

(事務局)

農業が非常に障がい者に対して合う分野だという前提のもとで、障がい者雇用促進という事業を開始したのですが、今年度におきましては、まずは農家からすると、障がい者が戦力になるのだということを知ってもらおう。それから、障がい者のほうにも農業がこんなに楽しいとか、職業として選んでもらうということを経験するということを中心にやっております。今回の 20 件につきましては、障がい者施設の施設外就農の経験ということで実施しております。若干の補助金を農家のほうには差し上げ、それがそのまま工賃として障がい者のほうにしておりますので、雇用契約を結んでの就労ではないということで、お小遣い程度のお金が障がい者にいっているということになっております。

(島崎会長)

高岡委員、よろしいでしょうか。

(高岡委員)

はい。けっこうです。

(島崎会長)

雇用促進ということになっておりますので、契約をしてのことかなと思いましたが、私も、どれくらいの工賃が 20 件の取組みの中からプラスされたのかなということは、少し興味深いところでございますが、今後、今、お話があったような形で推進していき、雇用につながっていく、就労につながっていくということを目途にやっていきたいということでございます。

ほかに平成 27 年度事業につきまして、いかがでしょうか。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。特にございませんようでしたら、報告事項（2）を終了させていただきまして、4 議事に移らせていただきたいと思います。

4. 議 事

（1）今後の取り組みについて（条例関連・福祉農園モデル）

（島崎会長）

議事（1）今後の取り組みについて、一つは条例関連、もう一つは福祉農園モデルについてということでございます。事前に資料を配付させていただいておりますので、ご覧いただいていると思いますが、追加資料もありますので、あわせて事務局から簡単にご説明をお願いいたします。

（事務局）

共生社会推進担当の竹中と申します。

資料 3 を見ていただきたいのですが、先ほど、報告事項でも説明しました条例の施行に向けた今後の取り組みについて、ご紹介させていただきたいと思っております。先ほどご説明した条例ですが、その条例は市と事業者に対して障がいを理由とした差別を法的義務で禁止していますが、どのような行為が差別に当たるか、市民が理解していなければ、実際に差別をなくすことは難しいと考えられます。そのため、市民に対して、条例の周知を積極的に行い、何が差別に当たるか、市民の理解を深める取り組みを行うことが必要だと考えています。

まず、条例の周知計画としては、10 月下旬以降、現在作成中の周知用のポスター、チラシ、パンフレットなどを学校や福祉施設など、さまざまところに配布し、周知を図っていきます。また、障がい者就労支援シンポジウムやイオン南で行われる障がいフェスなど、さまざまなイベントで本日の受付でも配布させていただきましたティッシュとチラシを配布し、施行に向けた周知を行っていきたいと考えています。10 月 18 日に行われた健康福祉まつりでも、出店していただいた福祉施設の方々に依頼し、周知用のティッシュを配布させていただきました。

次に、市報を使った周知ですが、ご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、10 月 11 日号の市報で 1 面に条例公布の記事が掲載されました。また、11 月下旬に障害者週間の PR 記事とあわせて、また条例の記事を載せたいと思っておりますし、3 月下旬には施行に合わせた記事を掲載することを予定しています。また、ここには記載ありませんが、差別解消法の第 10 条に規定する職員対応要領。これは市の職員が障がいのある人に対して適切な対応を取るための指針のようなものになるのですが、こちらのほうの作成も予定していますし、条例の解釈基準となるガイドラインについても、今年度、作成を予定しています。今、説明した職員対応要

領の作成や周知用のポスターなどにより、条例の周知、啓発、また先ほど資料2で説明がありました、相談機関の相談員に対する研修などについては、条例の制定に伴い、強化している施策と言えるのではないかと考えています。

次に2ページに移りまして、その他の施行に向けた取組みですが、まず本年度は、先ほど、部長のあいさつにもありましたが、障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会を開催します。この検討会の目的は、各自治体において差別解消法第17条に位置づけられた障害者差別解消支援地域協議会の設置及び円滑な運営に資することを目的としていまして、実施主体は内閣府となりまして、新潟市は協力自治体という形で、協力させていただきます。この在り方検討会の基になります地域協議会がどういったものかと言いますと、四角囲みにありますが、目的としては、障がい理由とする差別に関する相談事例を踏まえ、差別を解消する取組みを効果的に行うことを目的としており、役割としては、差別事例、対応例を共有し、差別解消に向けた取組み、周知啓発について協議することを役割としています。この協議会の在り方検討会を内閣府のモデル事業として、新潟市に設置するというものです。在り方検討会の委員については、別紙にあります。24名の方で構成されていまして、さまざまな分野の方からご意見いただきたいと考えています。

次に、今後のスケジュールとしましては、11月4日に第1回を開催した後は、第2回は12月下旬から4月上旬に開催したいと考えています。その後、1月下旬に新潟で中間報告会、3月に東京で最終報告会を行います。4月には条例の施行に合わせ、条例推進会議、調整委員会、相談機関を設置します。条例推進会議については、参考資料1の4ページを見ていただきたいのですが、第8条第1項に条例推進会議の設置等とありまして、「市は障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深め、差別の解消を図ることを目的として、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議を設置します。この場合において、条例推進会議は、障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとします」と規定していまして、この条例推進会議については、先ほど、説明した地域協議会の役割を兼ねているということになります。また、条例推進会議と施策審議会、自立支援協議会の3者の関係ですが、今ほど説明した条例に関する取組みについて協議提案を行うのが条例推進会議の役割です。障がい者計画に関する取組みについて協議を行うのがこの施策審議会になりますし、地域の課題について協議する場が、自立支援協議会になりますので、それぞれの役割で重なる部分があれば、連携して協議していくということになります。

例えば、次の議事にある敷地内グループホームの設置基準の緩和については、皆さんからご意見いただいた計画の中では、「入所施設の待機者が多数おり、入所したい方がすぐに入れない

状況がある」という課題が計画に記載されていますが、この課題の解決方法の一つとして、後ほど議事で、施策審議会で協議いただきますし、一方、「グループホームが足りない」という地域課題に対する解決策として、また自立支援協議会でも設置基準の緩和ということを協議していただきました。このように両方で共通するものについては、それぞれの意見を参考にしながら、連携して協議していくという形になろうかと思えます。なお、先ほど、中間報告会の開催について、1月下旬と説明しましたが、こちらは日程が決まりまして、参考資料2の2ページを見ていただきたいのですが、障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムが全国10か所で開催されます。こちらが中間報告会にあたるものでして、1月31日に県民会館で開催されます。施策審議会の委員の皆様におかれましても、ぜひ参加いただけたらと思います。

(事務局：吉岡)

就労支援系の吉岡と申します。

私からは、福祉農園モデルについてご説明させていただきます。まず、農業につきましても、手作業や単純作業が比較的多いことや作業を細分化しやすい、それから対人関係が少ないといったところから、障がい者を比較的受け入れやすいという素地があるうえ、心身のリハビリ効果などもあり、障がい者雇用に適した分野とも言われています。それでは、本日、机上配付いたしました資料4-2をご覧ください。

まず、農福連携の取組みにつきましては、第3次新潟市障がい者計画の雇用促進と就労支援の項目におきまして、「本市が農業分野において、国家戦略特区に指定されたことを踏まえ、農業など地域特性を活かした職域の拡大を図ります」と定めていることを受けて進めているものであります。平成27年度の取組みとしましては、先ほど、主な事業の中で報告しましたが、①の当課の取組みのほか、農業政策課においても②、③のような取組みを今年度、始めています。簡単に説明いたしますと、②の農・福連携事業につきましては、施設に通う障がい者の方が、南区にありますアグリパーク、それに隣接しております農業活性化研究センターで農作業の訓練を受けられるようになりました。③の新規就農者確保・育成促進事業につきましては、農家が新規に人を雇用した場合に、給与の一部を助成する制度になります。

こちらにつきましては、もともと既存の制度としてあったものですが、今年度、障がい者の加算が創設されました。また、こちらには記載しておりませんが、農家やJAの協力を得まして、特別支援学校の生徒にサツマイモの苗植えから収穫、販売までしてもらおうような農業体験も実施しておりまして、農業に非常に興味を持ったというような生徒も出てきております。こうした取組みを約半年間してきたわけですが、農家に障がい者の方にも先ほど、課長の話でも出しましたが、まず戦力になるのだという認識を少しずつ広げていきたいと思っていますし、現に少しずつではあります、広がってきていると感じております。また、障がい者の中にも、

農業は楽しいとか、将来、農家に就職したいというような方も出てきているところでもあります。ただし、こうした取組みをしていく中で、さまざまな課題というものも出てきました。

障がい者の就労に対する課題をご覧ください。まず、農家、農場への通いが難しい。早朝作業への対応が困難。農業に関する技術や知識が不足している。冬季に仕事がなく、通年の作業が確保できない。そのため、農繁期の受け入れは進んでいるのですが、雇用としてはなかなか進んでいないといったような課題が出てきています。そこで、これらの課題を解決できるモデル的な拠点施設を作れないかということは今、検討しております。事前送付してありました資料4をご覧ください。

例えば、農家の集落に障がい福祉施設とグループホームを一体的に整備して、通いの問題を解決できないかとか、周辺の農家と共同で農作業を行うことで、障がい者の職域の拡大を図りつつ、農家の人手不足も解消して、地域との交流や地域の活性化にもつなげられないかとか、加工業やレストランなどをあわせて行って、6次産業化により通年の仕事を見出せないかといったような一石何鳥にもなるような仕組みができないかといったようなことを検討しております。今年度につきましては、農家と障がい者との相互理解を深めてもらいながら、来年度は本格的な訓練の場の創出ですとか、雇用の場の確保などを目指していきたいと考えていますが、委員の皆様からは、このような方向性につきまして、ご審議いただければと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。今後の取組みについて、条例関連と福祉農園モデルの二項目についてご説明いただきましたが、時間の関係もありますので、今、ありました2点について、どちらでもけっこうでございますので、例えば、一つ目については、周知活動についてですね。条例の周知活動についてのご説明ですとか、スケジュールですとかありましたけれども、皆さんのほうからこんなことがあってもいいのではないだろうかとか、こういう方法はいかがだろうかということですか、また福祉農園モデルにつきましても、いろいろな取組みがほかでもあるよとか、こんなことでやってはどうだろうかとか、具体的なことですか、提案ですか、いろいろお聞かせいただければと存じますが、委員の皆様いかがでしょうか。

私からお聞きしてもよろしいでしょうか。条例に向けた今後の取組みで、周知についてはチラシ等の配布ですとか、市報の掲載、ティッシュの配布等いろいろ工夫されて、具体的にご説明いただきましたが、一般市民への周知というのは、どの辺で行うということになるでしょうか。これは障がいのある人もない人もということで、やはりその辺の相互理解をということが共生社会の実現に向けてということで、非常にメインの目的、理念だと思っておりますが、具体的なチラシ等というのは、市民向けというのは何かありますか。

(事務局)

おっしゃるとおり、中間報告会でも、説明会でも関係者だけが集まっても、なかなか一般市民の方の興味が向いていないというのがありましたので、ティッシュにつきましては、通行人はじめ、一般市民の方に受け取ってもらいたいということで、ティッシュを採用したわけでございます。また、チラシの配布先につきましても、商工会を通じたり、医師会を通じたりして、関係者、障がい者というよりは、一般事業者のほうにより多く配布していきたいと考えております。また、必要に応じて、説明に何うということを考えております。

(島崎会長)

ありがとうございました。私は県立大学ですが、チラシやティッシュをお預かりして学生から教職員まで配布させていただきますという、そんなことも言いたくなかったわけですが、委員の皆様もそういったことがありましたら、例えば、関委員には、ハローワークに置いて、チラシとあわせて配布し、事業所の方に周知を図るとか、一般市民でハローワークに求職に来られる方などにもということで。委員の皆さん、もしでしたら竹中さんのほうに連絡するところいうものは調達できるということでしょうか。ありがとうございます。ほかにどういったことでもけっこうですので、ご意見、ご質問等いかがでしょうか。

すみません、また私からで恐縮ですが、就農型障がい者施設モデル事業については、今、担当の吉岡さんから何かいい知恵があったらというようなことでもありましたが、これは次年度事業に予算づけをして取り組むということになるという予定でしょうか。今年度、何か補正予算をつけてとかあるのですか。

(事務局)

来年度の予算で要求しまして、再来年度、開設ということを目指しているところです。

(島崎会長)

分かりました、次年度事業として呼びかけて、実際にこれに取り組むよというところが手を挙げてくださらないと、なかなかということでしょうか。

(事務局)

そうですね。手を挙げてくださるところがないと、実現もできないということになります。

(島崎会長)

これもいかに周知して、取り組んでいただくかというモチベーションを引き出すというような働きかけも大事になってくるかと思いますが、何かご意見ありますか。丸山委員お願いいたします。

(丸山委員)

今のモデル事業についてですけれども、考え方は分かったのですが、実は次にやるグループホーム問題の中で申し上げようと思っていたのですけれども、確かに私どもは、発達障がい者

の就労をやらせてもらっています。農業も毎日のように教えていますが、実は農業って知的にかなり高いレベルの人たちでも非常に難しい。こういった体験的に一部分をやるということは、体験してできないこともないのしょうけれども、本格的にそこに就労させてやろうとなると、実にファジーな世界でして、曖昧性の連続なのです。絶対的な評価をして、判断をしてやっているということは非常に少ないのです。だから、その辺は特に発達障がいを持っている人は非常に対応するのは難しいということは、よく分かってきました。ただ、精神障がいの方や身体障がいの方はできるかもしれない。非常に障がい種別によって偏ってってしまうかということを私は危惧をして聞いておりました。それから、後ほど、グループホームのところで申し上げますけれども、自閉症の方で重い知的障がいを持っている方というのは、やはりアクセスの問題が一番大きいです。働く場まで行けないという問題については、このモデル事業的では交通手段を提供することで解決できるのしょうけれども、それは一部に過ぎないだろうと思います。今後、グループホームの次の議論の中で、病院なり、入所施設内にグループホームを建設したときに、これと同じような考え方で、日中支援というようなことをうまくリンクさせていけるのかとか、こういったコンセプトが見えてこない、これは線香花火で、ある一部でやってきましたで終わってしまうのではないかとというあたりもどうなのかと。その次のグループホーム問題も、そこが一番の課題になる部分ではないかと感じています。考え方は間違っていないと思うので、やってみる価値はあるけれども、かなり限定的に終わってしまう可能性もあるのではないかと考えています。

それから、確かに6次化の方向でやるということではそのとおりでと思いますけれども、だれが手を挙げるのかということから始まって、今現在、本格的な農業は、ここにも書いてあるような冬季期間の仕事がないため、新潟の地場の鶏の飼育と併用させたり、その加工工場の展開そして、食べさせるという6次化が一部で一緒になってやっています。そこへ私どもから2名就労させています。冬季期間は畑でも飼料を作る仕事ができないので、鶏の飼育のほうをやっていただくということで、年間を通じての仕事量の確保というものが一部にできているのです。こういう中でやっていくというのは、相当、事業者、事業主体者が前向きに考える方ではないと難しきろうなと思います。その辺を心配していますが、やってみる価値はあるのかもしれないとは思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。もし事務局のほうでございましたらお願いします。

(事務局)

今回はモデル事業ということで、次のステップを考えているわけですが、そこでまた浮かび上がってきた問題、課題なども検証しながら、これをどんどん進めていくのか、また改善して

別なものを進めていくのかということ、この後また検討していきたいと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。丸山委員、ご意見ありがとうございます。また、そんなこともあわせてお考えいただければと思っております。ほかに議事(1)につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。なければ、この議事(1)の今後の取組みについて、条例関連と福祉農園モデルにつきましては、事務局からご提案があったことについては、粛々という方向で成果が出るような形で進めていただければと思いますし、またお気づきの点、ご提案がありましたら、ぜひご意見シートでお寄せいただければと思います。モデル事業につきましても、予算づけの方向でということですので、何かいいアイデアがありましたら、ぜひお寄せいただければと思います。

(2) 入所施設等の敷地内におけるグループホームの設置について

(島崎会長)

それでは、議事(1)を終了させていただきまして、議事(2)入所施設等の敷地内におけるグループホームの設置についてに移ります。こちらについては、前回からの継続審議の案件で、8月にはどのようにお考えになっていらっしゃるか、委員の皆様にご意見募集をさせていただきました。お寄せいただいた意見については、資料として事前に送らせていただいているということで、お目通しいただいたと思います。この議事につきましては、資料5を事務局から説明いただきまして、その後、みのり園の多賀委員から現在、建設中のグループホームについて簡単に資料等をお使いいただきながら、ご説明をいただきたいと思います。また、自立支援協議会でもご検討いただいたということですので、山賀会長からもご発言をいただければと思っております。まずは、事務局、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

介護給付係の山田と申します。

資料5をご覧ください。グループホームの設置基準の緩和について説明いたします。前回からの引き続きの審議となるところですが、前回は、時間の都合上、十分な審議ができなかったことから、8月に皆様から意見募集を行い、今回はその結果も踏まえて改めて議論いただければと思います。改めて簡単に説明させていただきます。

本市では、障がい者の入所施設から地域生活への移行を目指していますが、地域移行者数の増加及び入所待機者の解消が思うように進んでいません。本市では、待機者解消の一番の対応策として、グループホームの整備を掲げ、年間50人分の整備を目標に、報酬単価の見直しの要望や市単独で運営費の上乗せ補助、空き家を修繕して整備する場合の補助などを行ってきまし

たが、思うように進捗をしていない状況です。その理由として、世話人の確保や運営費の問題のほかに、土地、建物の確保の困難性があります。一方、入所施設においては、一体の比較的広い敷地を有していることが多く、その敷地を活用できれば、入所待機者削減及び障がい者の住まいの確保を促進することができますが、現在、新潟市ではグループホームを入所施設の敷地内に作ることができる基準がありません。ただし、この基準は市の実情に応じて改正が可能であり、すでに改正を行った自治体もあることから、本市として入所施設敷地内にグループホームの設置について検討する必要があると考えるものです。なお、グループホームを入所施設の敷地内に作ることができないという基準は、敷地の内か外かの判断基準について、資料5の1ページの二つ目の●の①から③の条件を満たせば敷地内とみなし、グループホームの設置が可能とされてきました。本市でも、この条件に基づき、指定されたグループホームが存在します。また、今年度にも社会福祉法人新潟みずほ福祉会より、この条件を満たしたうえで入所施設のグラウンドを活用したグループホームを設置する計画があります。今回のグループホームの入所施設の敷地内設置の可否及び可とする場合の条件についての議論は、この①から③の条件による運営の是非についても含めたものとなります。

我が国は平成26年1月に障害者の権利に関する条約に批准し、本市では平成28年4月より新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例が施行されることなど、障がい者の権利を尊重する動きが高まりつつあります。今回の議題である入所施設敷地内のグループホーム設置を認めることになった場合でも、そのことが今後、グループホームは入所施設敷地内にしか設置されないことにつながるわけではなく、障がい者の住まいの選択肢が増えることとなり、障がい者の権利条約や先ほど説明した条例に抵触するものではないと考えております。

それでは、資料をお開きいただきたいと思います。8月に委員の皆様にご意見を添付しております。意見募集結果について、説明をさせていただきます。意見募集については、14名の委員中9名の委員からご回答いただきました。賛成または条件つき賛成が7名、反対が1名、その他が1名となっております。賛成意見として、地域移行、入所待機者解消という喫緊の課題を解決するためには有効な施策ではないか。当事者や家族からも住み慣れた入所施設の近くでの生活を希望する声があるといった意見などが挙げられています。また、反対意見や慎重な審議を求める意見としては、敷地内グループホームは施策の後退にあたる。また、ほかの選択肢や方策がないのかといった意見もあります。なお、精神科病院の敷地内グループホームについては、平成27年度条例改正における地域移行支援型ホームについて、当事者団体から慎重な判断を求める意見が寄せられているため、今回の審議事項には含まれていないことを改めてお伝えいたします。なお、事務局で市内の入所施設に対し、意見募集とアンケートを実施しましたので、これにつきましても、報告をさせていただきます。

ます。

本日、配付した資料5-2「入所施設の敷地内におけるグループホームの設置に係るアンケート」をご覧ください。当アンケートは、市内10の入所施設に送付し6施設から回答をいただいたものです。意見については賛成が3、条件つきが3、反対、その他はなしでした。意見概要をご覧ください。賛成と回答された施設の理由や考えについてご紹介します。一つ目の意見として、敷地内であれば、これまでの人間的なつながりも切れることなく、隣接ということで安全面が担保されていることで、保護者の了解も得やすい。地域移行を進めていくスモールステップとして、職住分離を分かりやすく行っていく意味では有益。二つ目の意見です。新潟市における入所施設は、おおむね30分以内で市街地にアクセスできる土地で、また地域のコミュニティとの関係も深く築いていると思う。よって、敷地内に作ってもほかのグループホームと同じ地域生活を構築できる。条件としては、地域移行の観点からもグループホーム利用者は入所施設の利用者または入所待機者を優先したほうがよい。三つ目の意見は次のページとなりますが、緊急時の応援がしやすいという意見もありました。

次に、(2)の条件つき賛成を選択した場合の条件についてですが、3施設から回答をいただきました。グループホームが入所施設と独立した建物であることをはじめ、条件を付すべきというものでありました。

次の4、上記意見募集で賛成または条件つき賛成と回答した施設に対し、仮に敷地内グループホームを認める改正が行われた場合、敷地内グループホームの設置意向について伺いました。結果として設置したいが3施設、検討したいは3施設でありました。

次のページをご覧ください。5、入所施設の敷地に隣接していない場所にグループホームを持つ施設に対して、隣接していないことのメリット・デメリット・課題について伺いました。隣接していないことのメリットについて、社会参加、地域住民とのつながりの機会が多く、近隣にグループホームがあることで、近隣住民から障がい者福祉に関心を持ってもらえる。デメリットとしては、本体の入所施設から離れていることで不安を感じられることが多い。グループホームの世話人では対応できない事案が生じた際、すぐにフォローできないといった内容でした。

次のページの6では、入所施設の敷地に隣接している場所にグループホームを持つ施設に対し、隣接していることのメリット・デメリット・課題について伺いました。隣接していることのメリットとして、今ほどの隣接していないことのデメリットの裏返しとなりますが、入所施設のバックアップが得られる。保護者も安心してグループホームへの移行がスムーズに図れる。またデメリットとして、入所施設との違いをどう出していくのか。入所施設でも、生活の延長と感じ、利用者本人の心理的な変化が得にくいように思うといった内容もありました。また、

先日の自立支援協議会では、時間の都合上、十分に委員のご意見を伺うことができなかったため、前回の施策審議会の後と同様に意見募集を行いました。

昨日までに提出されたものが、本日、配付した資料5-3「入所施設の敷地内におけるグループホームの設置に係る意見募集」になります。昨日までに2名からご意見の提出をいただいております。賛成または条件つき賛成という意見をいただきました。1名の方からは、敷地内グループホームでは、地域移行にはならないという考え方もありますが、家族や地域との交流などを可能にする施設の考え方、行動次第であり、待機者を少しでも減らすことが可能となるために、敷地内グループホームに賛成というご意見。もう1名の方からは、困ったときにすぐに対応してもらえるかどうか不安な人もいる中、敷地内グループホームであれば入所施設のサポートが期待できることは評価できる。どのような形式でも、そこで入所者のクオリティ・オブ・ライフの向上をどう図るかは運営を行う者の課題であるといった意見もいただきました。

入所待機者に関するデータについて、直近の調査結果がまとまったところです。先般、高岡委員からもご意見があったところでございましたので、説明させていただきたいと思います。まず、資料5の別紙をご覧ください。入所施設における待機者の実態把握を目的に区役所のケースワーカーの訪問時に入所待機者数及び入所の緊急度について調査を行いました。(1)入所待機者数は、平成27年7月時点で実待機者数は身体49人、知的106人の計155人となります。また、延べ待機者数が193人でいずれも平成26年2月の時点よりやや減少傾向であります。次に(2)入所の緊急度です。入所待機者の必要度・緊急度を、「A必要度・緊急度が高い」、「B必要度は高いが緊急ではない」、「C必要度が低い」で分類して調査したところ、実待機者155人中必要度・緊急度が高いAは身体、知的を合わせて72人で全体の46.4パーセントを占める結果となりました。緊急度Cの59人の中には、すでに障がい者施設、グループホームに入所されている52人が含まれております。さらに年代別にも緊急度の調査をした結果、20代から50代の割合が高くなっておりました。

次に、入所待機者の施設別内訳についてを資料5-4で説明させていただきたいと思います。延べ待機者数193人につきまして、身体施設、知的施設別の内訳となっております。次に入所待機期間です。身体・知的障がい施設別に、また男女性別に最長待機期間及び最短の待機期間を示しております。最後に施設入所者の入所期間についてです。身体・知的障がい別に入所年数を集計しております。今後も待機者の実態把握を引き続き行い、調査結果を含めまして、待機者解消に向けた取組みを進めてまいりたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。それでは、続きまして、多賀委員から説明をお願いいたします。

(多賀委員)

前回は委員の立場で回答を述べさせていただきましたが、本日は今、進んでいる当法人のグループホームの経緯について説明をさせていただきます。もう名前は決まっております、ちょうどグラウンドのところに桜の木がたくさん並んでおりますので、グループホームさくら壺番館という命名をさせていただきました。新潟みずほ福祉会は、国策である障がいのある人も地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して住まいの場と日中活動の場をずっと創設等してまいりました。地域移行推進と施設入所待機は、今ほども話がありましたが、待機者の解消を目的として、平成24年に西区みずき野2丁目、みのり園から歩いて20分くらいのところに住宅があるのですが、そこに土地を購入して、平成25年に身体障がい者ケアホームみずき野壺番館、定員が7名です。それから、平成26年に身体障がい者ケアホームみずき野式番館、定員5名を創設いたしました。その後も、やはりグループホームを創設したいということで、みずき野あたりだとか、隣に西蒲区の西川町曾根というところがあるのですが、そこにも知的障がいのグループホームが、今、二つうちの法人で経営をしておりますが、その地域でも探したりもしてみたり、あとは土地を見たのですが、なかなかこれといったところが見つからないというようなところでした。平成27年度障がい福祉施設設備等に関する要望を、グループホームを作れないかということで、新潟市のほうに提出をいたしました。平成26年11月に新潟市から施設敷地内または隣接地での建設条件として、先ほどから話し合われています、3条件が提示されましたので、そこに我が法人として12月に新潟市のほうに法人の本部から回答を提出いたしました。

皆さんのところに、配置図が配られていると思いますが、資料6でございます。条件1、塀や柵により入所施設とグループホームが仕切られることということですが、土地を分割し、区切りとなる柵を設置したいと思っています。柵をして、違和感の解消に垣根方式で考えております。条件2ですが、道路から入口が入所施設とグループホームと別であることということなのですが、ここは少し分かりづらいのですが、入所施設の入口のところ、BMと書いてあるところが真ん中にあると思うのですが、ちょうどここが施設の入口というようなことになっております。それから、グループホームに入る入口というのが、右手のほうにまっすぐ道路がついておりますが、ここが4メートル以上の道路になっておりますので、建築法でも、これが道路として認められているというところなんです。このみのり園の平面図があって、右手のほうに新潟みずほ園があるのですが、その間に4メートルを超す道路がありますので、そこから入っていくということで、施設からは入らなくて済むような状況になっております。それから、条件3、住宅と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域であるというところなのですが、入居されている方は、原則生活介護、就労継続事業所、後は地域活動支援センターにそれぞれ日中、そこに通っていただくということにいたします。現在、入所さ

れていて、グループホームに入る、想定される方がおられるわけですが、障がい程度でいうと5、6の比較的重い方です。この中でも、今、地域活動支援センターのほうに施設から通っている方がおりますので、それを引き続き、グループホームに入っても、できるだけみのり園の生活介護を使わずに、そちらのほうを使っただくというような形にしたいと思っております。

それから、先ほども話をしましたが、西蒲区の曾根、それからみずき野の団地のほうが近くにありますので、そちらのほうの年間行事等にこちらから積極的に参加をしていくということです。グループホーム樫の木が中心になって動きますので、そこが今、みずき野に構えておりますので、その職員が中心になって、そちらのほうと地域のかかわりを持つというような形で進めてまいりたいと思っております。

新潟市より施設敷地内又は隣接地での建設3条件の回答を12月に提出いたしましたところ、新潟市から12月にその3条件に合えばよろしいということで、手続きが終わり、計画を進めてくださいということで、計画を進めました。今年度の3月に理事会、評議員会がありましたので、そこで審議をし、予算化を決定しております。それから、8月17日に補助金等の交付決定通知書がまいりましたので、その後、9月29日に一般入札して、現在、2月の末に完成するように着工しているというような状況です。

(島崎会長)

多賀委員から実際に建設中のグループホームについて、ご説明をいただきました。

それでは、自立支援協議会に重ねてアンケート等、このようにお聞きしたというご説明もありましたけれども、自立支援協議会で出された意見等、あるいは通所施設の近くにグループホームを持つ法人の代表でもいらっしゃいますが、山賀会長から先にご発言をいただければと存じます。

(山賀オブザーバー)

自立支援協議会の山賀です。

グループホームの入所施設敷地内の設置については、まず入所施設に対するイメージとして、やはり今までは閉鎖的という漠然としたイメージが強かったのかと。そういうものに対してのこういうグループホームの設置についての要件なのかということ推察しているわけですが、実際に新潟市の場合は、例えば、山奥とか、そういうところに人里離れたところにあるという入所施設はほとんどないわけですので、そういうところでは、環境的には非常に住宅地に近い、あるいは住宅地というか、集落の中にあるということなので、あまりそういう固定観念にとらわれる必要はないのではないかと。入所施設の敷地内に設置しても、マイナスのイメージを一律に持つ必要はないだろうという声もありました。

先ほども、少し資料の紹介の中であったのは、これも共通しているのかと思うのですが、やはり設置条件だけではなくて、施設運営する側の意識の問題というのが非常に大事なので、今ほど、多賀委員からもあったように、やはり意図的に交流の機会を作る取組みをしていくことによって、地域の中にグループホームを持つことに近づけていく。そういう環境に近づけていくということもあると考えていますので、あまりにも一律に考えるのではなくて、多様な形があるのだらうと思われまます。

もぐらの家というのがうちの法人でありますけれども、ご存じのとおり、住宅地の中にありまして、さらに敷地内に、これは施設とつながっているグループホームになるということで、また非常に特殊なのかもしれませんが、独立していないというところで、ただ、ご存じのとおり、3年ほど前に火災を起こしたときに、非常に地域の皆さんから支援をいただいたということで、地域の中にあるがゆえにご心配やご迷惑もかけたけれども、逆に地域の中からも非常に助けていただいたと。やはりそれは日ごろの地域とのつながりがバックボーンとしてあったからだろうという意見も自立支援協議会の中で発言としていただいていますので、いずれにしても、グループホームに入りたいという方々の選択というのは多様にあるのではないかと思います。住宅地の中にある非常に便のいいグループホームに住みたいという人もいれば、こういう入所施設で職員がそばにいるという、気配を感じながら安心して過ごしたいという方もいらっしゃる。ですので、選択肢を増やすということも大事なのかなということを感じながら、これらの意見を聞いたところです。

(島崎会長)

ありがとうございました。グループホームの入所施設敷地内設置の是非ですとか、設置条件についてということで、今多賀委員から、また山賀会長から具体的な施設当事者の側から、利用している方のご意見も含めて、具体的な資料等をあわせてご説明していただきました。ご意見いただいた委員、いただいている委員の皆様いろいろいらっしゃいますけれども、ご意見いただいた皆様、今日、これらのご説明を聞き、資料を見て、このように考えるということですか、補足の意見ですとか、ご意見、まだいただいている委員の皆様からはこう考えるというようなことを具体的にお出しいただければと思います。本日、皆様からいただいた意見については、自立支援協議会での意見とあわせて、今日、是非について結論を出すということではなくて、できるだけ多くのご意見をいただき、それを事務局のほうで整理して、またまとまったところでこちらにお聞かせいただいて、条例改正ということになりますと、パブリックコメントを通しながら年度内でしょうか、進めていくというようなことになろうかと思います。ですので、どうぞご忌憚のないご意見をぜひお聞かせいただければと思います。

5時までという時間の中で、残り少なくなってまいりましたが、いかがでしょうか。

(丸山委員)

先ほども少し言いかけてはいたけれども、市行政と、後程、多賀さんのところに確認をさせていただきたいことと二つございます。

今日、ご説明頂き国策を含めて、入所施設を増やせなくなってきたり、そういった意味で、待機者がどんどん増えてきているという現実。そのためグループホームを作らざるを得ない。これは不動産投資含めてかなり大型のもので、お金もかかっていきます。あるいは土地、その他の取得も困難になってくる。住宅の取得も困難になってくる。そうすると比較的遊休地等広い土地を持っている。そういうところが効率的な土地になるだろうと。これがまさしく今回の話にリンクしてくるのではないかと考えています。ただ、それだけで突っ走るのは非常に危険だということが今、思っていることです。先ほども申し上げたとおり、コンセプトをもう少し明確にさせていただきたいということです。多賀さんのところにもお聞きしたかったことは、先ほども日中活動というものとどうリンクさせているのかということなんです。先ほどの地活ですとか、B型とかも含めて、そういうものとうまくアクセスが取れてやれるということが条件として揃えば、それは非常に素晴らしいことだと思いますけれども、そうでなければ、なかなか成り立たない話になってしまう。それから、障がい種別においても、どういうところにどういう人たちをとということを考えて、どういったコンセプトで作っていくのか。身体の方、知的障がいの重い方というのが中心だろうと思いますが、障がいの程度も3、4レベルの人でも、やはり親亡き後、一人で生きていけますかと言ったら、非常に難しいと。特に自閉症を持たれた方は非常に難しいと思います。そういう方々も含めて、どのようなくくりでグループホームの中に入れていくか。あるいは強度行動障がいを持たれた方に対しては、どうなのだと。本当にそこを整理していけるのだろうか。いろいろな難しい現実的な問題がある。この辺のある程度のコンセプトをぜひ明確にさせていただきたいということが、行政の皆さんに対するお願いです。待機者がいっぱいいる、何とかしなければいけない、入所施設は増やせない。だからグループホームだ。お金が一番かからないのは入所施設内だと。これだけでは非常に危険だということだけお願いしたいと思っています。

それから、多賀さんのところでは、B型とか、あるいは地活とかということへの日中活動というのは、ご自身のところで送迎も含めてやられているのですか。

(多賀委員)

地活、就労は、地活がちょうどうちに迎えに来られますので、その車に乗って出かけるということです。中には、そのまま就労のほうにも送迎をしてもらったりということもありますし、どうしても朝、起きられないという人がいるものですから、そういう方はグループホームからうちの生活支援員が動いていくということは当然ながらあります。

それ以外に、先ほど少し話し忘れたのですが、医療的なバックアップが非常に大切なことだと思うのですが、現在、医療体制加算をいただいて、うちの看護師が必ず週に一度はグループホームを回って、その方々の健康管理をしていると。あといざ緊急性があれば、うちの看護師が飛んでいって、医療機関との連絡を取ったり、必要があれば通院の手続きにも着いていくというような形でバックアップしております。

(丸山委員)

ありがとうございました。ついでにもう一つ聞かせてもらいたいのですが、グループホームの一つの建物のサイズというか、収容人数というのは何名くらいですか。

(多賀委員)

このたびは6名の建物です。

(丸山委員)

何棟くらい、一棟ですか。

(多賀委員)

今のところ一棟なのですが、将来的には3棟建てられる敷地を確保したということです。先ほど、丸山委員から強度行動障がいの方々のグループホームというような話もありましたが、現在、太陽の村様は、強度行動障がいに適したグループホームを作っておりますので、我々も今回、作るにあたって、施行計画をさせてもらったりしておりますが、将来的にはそういうニーズがあれば、そういう部分も考えていかなければだめなのかとは考えておりますが、絶対というのは、そこにはまだいっていませんが、そのようなことも含めて、今後を検討するという形になっています。

(島崎会長)

ほかに委員の皆様、ご意見、どんなことでもよろしゅうございます。お聞きになりたいことですか。

(熊倉委員)

私ども、実は意見を出しておりませんので、後出しじゃんけんみたいなものなので、多少割り引いて聞いていただきたいのですが、実は、私たちの中で議論して、結論は条件つきで賛成することになりました。それは、これから、多数のグループホームを用意しなければならぬということであれば、そのために必要なことであれば、やむを得ない。それから、多様な形、運営のグループホームを用意しなければならないということであればやむを得ないと。多数用意しなければだめだということについては、加齢化、それから親の高齢化ということがありまして、親と同居の人たちというのは、ひょっとしたら限界家族の状態かもしれません。先送りにしている状態かもしれません。そういう人たちの将来の住環境の確保というものが、

非常に大きな問題になってくるのではないかということが一つあります。

それから、今ほどのお話にも出てこられましたように、重度の方、強度行動障がいの方への対応というものもございますので、そういう意味ではやむを得ないと。ただし、条件は設ける方向できちんと検討すべきだと考えています。それで、そもそも論というのは、やはり障がいの有無を超えて、生活の根拠である住居のあり方と考えれば、本人の意思によって、生活のしやすさはもちろんですけれども、やはり気に入ったところで、気に入った人とかかわりを持ちながら、気に入った生活のスタイルに合わせたレイアウトだとか、アトリエが欲しいとか、いろいろなものをしながら住居を持ちたいということにはなろうかと思えます。もちろん、これはみんな一緒だと言いつつも、現実にはなかなかそうもいかないということも当然なので、ただ、個別に一つずつ作られる中では、そういう条件に合わせ、この指とまれで入居者が決まりますので、その人に合った暮らしのできるということがあるのですけれども、それがこういうグループホームの作られ方で、そういう傾向だけで全部、これから先の色が決まってしまうということになるのだとすれば、それが危惧であるかもしれませんが、いかがなものかなど。平成26年度で、私どもで数字として出てきたのは、西区に4分の1のグループホームの数があって、そして利用者の40パーセントが西区にあるという。また、空白のところも極端にあるということなのですが、入所施設からの地域移行は、今回のことによって進んだとすると、待機者が入所施設を即、埋めてしまうという傾向はそのままになってしまうのかと。そういったように考えますと、これは厚生労働省の検討会というものがありませんけれども、まさに重度、高齢化とか、そういうことを全部にらんで、地域生活支援拠点というような構想で、それがいくつかの法人でそういう構想が今、進んでおられるのだと思えますけれども、そういう形で、地域生活支援拠点という考え方で、新しい課題にこのように対応するのだということであれば、大変いい傾向なのですが、その辺の数字的な処理の仕方みたいなものを考えてもらって、これのように持っていけるのというものをよく考えてみたいなど。緊急避難的にただやるだけですと、やはりよかれと思ってやっても、やはり大きな村をあちこちに作るということにはなると思うので、それが即やむを得ないところをよくよくいつまでも、我々としては考えておきたいなど。後出しじゃんけんですので、あまり強く受け止めていただかなくてもけっこうですが、そのように思いました。

(島崎会長)

ありがとうございます。意見は、後出しはないです。フラットに意見を出し合えればと思っております。ほかにご意見はいかがでしょうか。

(柏委員)

このところで唯一の反対意見は私なのですが、なかなかグループホームができなかつ

たというところの検討がもう少し必要なのではないかと。どうしてできなかったとかというのは、財政的な問題とか、地域の中に入っていけないような問題などあるかもしれませんが、根本的に障がいのある人たちが地域の中で暮らすというのはどういうことなのか。共に生きる条例ができた現在、なおさらここで考え直していかなければいけないと思うのですけれども、そこから考えていくと、また新しい面が開かれてくるのではないかと。私は今、自分の住んでいる地域の自治会で、避難訓練とか、いろいろ自治会の取組みがあるのですが、私も高齢者の中に入っていて、そうすると、高齢者の人をどうするかとか、必ず問題になります。それでどのように助けるかと。一番元気な婦人部の人とか、青年部の人たちが中心になって、炊き出しとか、そういうところに行っているのですが、そういう地域にグループホームがあれば、やはり障がいがある人たちは、どのようにその地域で避難させるかという計画が立っていくと思うのです。

それから、東日本大震災でもあったと思うのですが、例えば、施設の中で、職員も被災してなくなると面倒が見られなかったとか、あるいは避難所に自閉症のお子さんが来られると、とても居る場所がないとか、精神障がいの方がみんなの中にいると恐怖感を持って、居る場所がなかった。あるいは車の中で家族と一緒にしかいられない、結局避難場所には行けなくて、避難所にいられなくてというような問題も出ていたと思うのですが、やはり地域の中に当たり前に住んでいたということが大きいという感じがします。私の意見のところにも書いたのですが、大きな敷地のある施設であれば、その地域の人たちの中にも高齢者もいれば、障がいのある人もいると思うのですが、その人たちが寄ってこられるようなとか、その地域の人はああいうところがあると、自分のところに、特に精神のときは思うのですが、精神障がいになった場合でも、自分の近くのところに住めるところがあるとか、そういう感じで地域の中が変わってくると思うので、根本的にこの条例のところでも地域の中で障がいのある人もない人も暮らせるということはどういうことかということをお考えながら進めていく必要があるのではないかと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。私は、その他1の意見を出した立場なのですけれども、例えば、ほかの都道府県ですとか、他市でどうなのかということですが、他都市の状況については4県、4市で敷地内グループホームを認める条例を制定済みということが、資料に記載されていますけれども、今、横浜市の場合などですと、障がい者のグループホームを設置する場合、新設をする場合には、敷地内、あるいは隣接地に設置する場合は、二ホームまでとするというような留意事項があるのです。グループホームの設置要綱は、それはそれでかなりあるのですが、留意事項として新設においては、敷地内に関しては二ホームまでとする

というようなことですか、あるいは新しくそこに入居する方の1名ないし2名は、必ず公募をします。ですから、入所施設で作る場合、そこから全部グループホームにということではなくて、待機者の方の中で、ぜひという方、必要の高い方について、公募を必ず1名以上入れるというような、これは横浜市の新設グループホーム設置の場合の留意事項ということで、これはホームページでも出ていますので、ご確認いただければと思いますけれども、そういう条件をつけている場合もあります。

千葉県は、それこそ差別禁止条例の聖地のようなところですが、千葉県は、敷地内設置は認めないで、敷地外設置なのです。必ずグループホームは、介護型、そうでない場合、いろいろなケースがありますが、敷地外にすることということです。千葉が優れていることは、先ほど山賀会長からのご意見でもありましたが、やはり運営する側の考え方、あり方ですか、あるいは職員の専門性に係る部分ですか、そういうところが非常に大事になってくるということです。千葉では、私も資料を取りましたら、障害者グループホーム等支援事業というものを実施していて、県ですので、政令市新潟でもできることかと思いますが、グループホームをサポートするコーディネーターのような専門の方が市なら市に1名ないし2名置いて、そのグループホームが、その方の自立ですとか、地域の中で関係づくりをしながら、また必ずしも同一法人の事業ではないところの日中活動とか、就労継続B型ですとか、いろいろなところを利用している方や、家族の方や、施設の方からのさまざまなニーズや調整すべきことなどを洗い出して、そこを一緒になって考えるというようなことをしている。あるいはグループホームの職員の講習会を月1くらい、千葉県内各地で実施している。また指摘されているような、専門性をなかなか持ち得ないような世話人がいるということで、強度行動障がいですとか、重度重複に対応できないような場面があるのではないかと。それについては、積極的に講習会を通して、専門性を高めていくことで、いろいろな利用者の方のニーズにこたえるようにしていこうと。千葉の場合はスムーズに地域の中に溶け込んで設置されるような、先ほど、柏委員がおっしゃったような部分もカバーし、さらに取り組む法人や職員についても、積極的に県自体が支援事業としてバックアップしていくシステムを持つというようなところもあったりします。今は、敷地内も認める横浜の事例などをお伝えいたしましたけれども、前回、事務局のほうからも話がありましたけれども、さまざまな条件です。自立に向けた体験ができるような自立支援の施設なり作る、期間を限定する、重度障がいのある人を優先するとか、今日、資料に書いてあることなどについても、かなり詳しくご説明いただいておりますので、先回の議事録もご参照いただければと思いますが、そのような条件ということも、入所される方についての条件とか、設置するホームの数についての条件ですとか、そういったことを入れているところもあるということでございます。他都市等の状況もお伝えさせていただきましたが、いかがでござい

ましようか。柏委員が、反対しているのは私だけで、意見としてはそうなのでということで、またあわせてご意見を出していただきました。それは非常に大切なことで、敷地内、敷地外であろうと、そのことについてはきちんと踏まえて、取り組むべきことだろうなどはお聞きしておりました。

(熊谷委員)

一つお聞きしたいのは、資料5の1ページ目の上の●の二つ目のただし書きなのですが、これは敷地外と見なしているということなのですから、現状で見なしているということなのではないでしょうか。実例として、そういうグループホームというのは、実際、あるのかどうかということなのですから、それをお聞きしたいのです。

(島崎会長)

大事なところだと思います。お願いいたします。

(事務局)

この二つ目の●につきましては、国のQ&Aで、条例としては、敷地外にあるようにしなければならないとしながらも、設置の相談があったときには、こういう三つの条件を満たせば敷地外と見なしていいよというQ&Aがあるということです。ただ、Q&Aでしかないので、仮にこういう運用をするにあたって条例化が必要だろうという前提のもとで議論していただいているところです。新潟市内においては、この条件を満たして、敷地内にあるところは1か所。政令市になってから市が指定できるようになりましたが、その前に県の指定したのが1か所、そして今回のみのり園が2か所目となります。

(熊谷委員)

柏委員からもお話があったと思いますが、私も精神科関連の仕事をしておりますのでよく分かりますけれども、精神科病院においては、このような施設というものを病院内に作ってはいけないということは、昔から言われています。それはなぜかという、入院させられるというような人権の抑止みたいな、そういうできごとが過去にあったというのは事実であり、それを避けていって、人権を確保していくということが、非常に重要である。そういうことが、今現在は、すべての当事者の方も関係者、ご家族の方も、あるいは医療関係者にも周知されていて、実行されていることだと思います。そして、実際、敷地内にグループホームのようなものがあることにより、結局、病院から退院したことにならず、病院の管理下にあり、行動が制限されてしまったりするのではないかという危惧です。そういうものがあつたりする。いろいろなことの中から、そういうことがあつたのだろうと。ただ、精神とすべての障がいというものを同一視して考えていいかどうかということが、まず一つと、そのような条件です。なぜそもそも施設内に作るのがだめだと言われたかということと、それを除外する条件は、私が質問させて

もらいました、この条件を満たせば敷地外と見なすということは、非常にグレーな部分があるかと思いますが、現に例えば、厚生労働省のほうでは、そういうものを認めることです。ですから、理念というものとある程度、柔軟な運用ということのどこでポイントを取るかというような話になってくるのかと思いますので、ですからこれらを条例化していくということです。そういう動きなのであれば、その辺のところを十分吟味したうえで、理念と実情です。理念を当然、高く持ちながらも、実情をうまくかんがみた条例というものを今後、策定していてもえればいいのではないかと。ですので、いろいろな議論がありますけれども、三つの条件というのは、まず非常に重要な部分であると思いますし、家族や他の地域の方々の交流をどう確保するのか。運用というものをどうするのが重要という意見が最初のときにあったと思いますが、そういうものを担保できるような条例にしていく。そういうことをしていただくことが、非常によろしいのではないかと、私としては思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。非常にきちんとまとめていただけたと思っておりますが、ほかにございませんでしょうか。お時間があつという間の状況でございますが、今、熊谷委員から整理した形でご発言いただきましたが、運用に当たってどうするのか。具体的な条件をどうしていくのか。留意事項といいますか、施設内ということであれば、どういう運用のあり方を示していくのかということが、今後、大事になってくるかと思えます。大変恐縮でございますが、それぞれの委員からご意見をいただきまして、それを踏まえた形で整理して、また、事務局のほうで、今日の議論、出された意見を十分に吟味し、そしてそれを踏まえ、反映させた形でのグループホームの設置のあり方について、ご検討をいただきたいと思えます。委員の皆様におかれましては、今日、非常に時間のない中で、ご意見いただけていなかった委員の方もいらっしゃると思えますので、ぜひ改めてご意見としていただければと思っております。よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、議事(2)につきましても、こういう形で終了とさせていただきたいと思えます。

5. その他

(島崎会長)

次に、5その他でございますが、松永委員から少しお話があるということで、大変恐縮でございます。5時を過ぎたところですが、松永委員、申し訳ありませんが、よろしくお願ひしたいと思えます。

(松永委員)

視覚障害者協会の松永です。

実は、10月15日に視覚障がい者の交通事故がありました。この委員会で話していいかどうか

か迷ったのですけれども、我々、視覚障がい当事者から見て、非常に大きな問題なので、少し発言させていただきます。

新聞報道では、運転手の方が、前方不注意ということで、視覚障がい者が2人姉妹で歩いているところを跳ねられて、妹さんのほうが亡くなったという記事になっています。確かに一時的には、そう見られると思うのですけれども、この記事がいろいろ出の中で、私たちのプライバシーのことをすごく出し過ぎているのではないかという気が、正直しました。そういう中で、我々団体として、いろいろ調べてみました。その結果、確かに当時の直接の原因は、運転手の方なのでしょうけれども、そこへ行くまでの多くの問題点があったのではないかと考えています。時間がないので、これから話をすることは、後で障がい者、私どもの団体の意見として持っていきたいと思っておりますので、そのとき、対応していただければと思っています。我々、視覚障がい者がまちを歩くということは、ハード上の道路の整備の問題ですとか、市民の方々が視覚障がい者をどれだけ理解しておられるか。運転される方も目の見えない人たちがまちを歩いているという状況を理解していただいているのか。このことは、運転免許を取る段階で、障がい者に対する話を運転手の皆さんが勉強しておられるのかどうかということが、我々、昨日、実は会議を開いた中で出てきました。そういう意味で、もっと当事者のことを市民の皆さんに理解していただく行動を取っていかないと、また事故があるのではないかと。10月の初めは徳島県でも事故がありましたし、昨年、十日町でもありました。そういう中で、全国で幾つか視覚障がい者絡みの事故があるのですけれども、今回、この事故で全国から私のところへ電話が来て、実は表に出ていない状況で事故がけっこうあるのです。実際に亡くなっていないと新聞に出ない。言い方はおかしいのですけれども、重大事故になっていないと新聞にとりあげられないのが現状だと思っています。そういう意味で、私たちが安心してまちへ出かける、自立社会参加とはよく言われるわけですけれども、その中でも少し間違うとこういう事故につながる。それを見ていったときに、もう少し法律をこの点を考えてもらわなければならないとか、警察ももう少しこの件を配慮だとか、いろいろなことが出てきました。そういう意味で、このことをまとめて、いずれ提出しますので、今日の新聞に市長のコメントもあったと思いますけれども、その辺でご理解いただいて、関係方面にご案内いただければと思っています。早急に我々のきちんとした意見をまとめて、お願いに行きますので、よろしく願いいたします。

(島崎会長)

松永委員ありがとうございました。すみません、時間が短くて申し訳ありません。また、具体的な施策等につながる部分があるかと思っておりますので、こういう場も含めて、共有して、また周知していくということに私たちも取り組んでいけたらと思っておりますので、事務局のほうでも、どうぞよろしく願いしたいと思います。

(事務局)

了解いたしました。

(島崎会長)

それでは、平成 27 年度第 2 回の施策審議会は、これで終了となりますが、委員の皆様、それぞれのお立場でお気づきのこと、あるいは日ごろ、日常の中でお考えのことがありましたら、お手元に障がい者施策審議会に対する意見という用紙を配らせていただいておりますので、現状を踏まえて意見なり、あるいはご提案、今日の報告事項、議題に関することについて、どのようなことでもよろしゅうございますので、お送りいただければと思います。お願いいたします。なお、今年度は、この審議会は 3 回を予定しておりますので、今年度中に、年明けてからになるかと思いますが、もう一度、開催という予定で、またご案内をさせていただきたいと思っておりますので、日程調整等、ご協力いただければと思っております。

大変お忙しいところ、長時間にわたる会議にご出席いただき、本当に活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。会長がスムーズな進め方ができず、大変失礼いたしました。どうもありがとうございました。これで事務局にマイクをお返しいたします。

6. 閉 会

(司 会)

島崎会長におかれましては、長時間にわたる議事進行、また委員の皆様におかれましては、活発なご発言をいただきまして、大変ありがとうございました。受付の際に駐車券をお預かりさせていただいた方は、忘れずに駐車券をお持ち帰りいただきたいと思っております。

以上で、平成 27 年度第 2 回新潟市障がい者施策審議회를終了させていただきます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、大変ありがとうございました。お疲れさまでした。